

社会福祉法人阿賀北総合福祉協会 特別養護老人ホーム白鳥荘 短期入所生活介護重要事項説明書 (令和8年4月1日現在)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会
法人所在地	新潟県阿賀野市百津88番地
法人種類	社会福祉法人
代表者職氏名	理事長 片桐 正夫
電話番号	0250-62-9898

2. 法人経営理念

- 一、しあわせと進歩
- 一、謙虚と初心
- 一、笑顔とやさしさ

3. 利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム白鳥荘
施設の所在地	新潟県阿賀野市百津88番地
管理者職氏名	園長 植木 政行
電話番号	0250-62-0333
ファックス番号	0250-62-0332

4. 利用施設で実施する事業

事業の種類	定員	新潟県知事の事業者指定
介護老人福祉施設	120人	平成16年4月1日付 指定番号 1572100103
		平成16年4月1日付 指定番号 1572100061
短期入所生活介護	20人	平成16年4月1日付 指定番号 1572100061

5. 事業の目的と経営方針

(1) 事業の目的

短期入所生活介護は、介護保険に該当する要支援・要介護状態にある40歳以上の要支援・要介護者が、介護者の様々な理由により一時的に介護を受けることが困難な状態になった場合、短期入所生活介護施設に入所し、介護サービスの提供を受けることによって、利用者の生活の安定及び介護者、家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 施設経営方針

①利用者処遇

利用者の人格を尊重し、ケアプランによる個別処遇を基本にした「心豊かな生活」及び「利用者の自立」を目指したサービスに努めます。

②職員の資質の向上

職員は、社会福祉事業に従事する職員としての自覚をもち、現在ある技術に、更に新しい技術・専門知識を習得し、より質の高い優しさを持ったサービスの提供を目指します。

③施設の社会化

積極的なボランティア活動の受入れ等により地域交流活動を活発に進め、地域の理解と協力を得ると共に、施設の社会化に努めます。

6. 施設の概要

敷地	13,750.55㎡	備考
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階一部3階建
	延べ床面積	8970.79㎡
	利用定員	140人
		内20名/短期入所生活介護

(1)居室

居室の種類	室数	ユニットごとの室数等	面積等
ユニット型個室	20 (計2ユニット)	10室 ※全室にトイレ・洗面所完備	18.00㎡

(2)主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
リビングルーム	14	117.00㎡	
リハビリルーム	1	61.38㎡	
医務室	2	15.00㎡	
個別浴室	7	23.40㎡	脱衣場を含む
器械浴室	2	67.04㎡	脱衣場を含む
相談室	1	11.25㎡	
共用トイレ	8		各個室全てにトイレ有
洗面所			各個室全てに洗面所有
介護・看護職員室	7	12.38㎡	
洗濯室	1	35.70㎡	
衛生処理室	2	10.95㎡	
喫煙室	2	16.03㎡	

7. 職員体制 ※特養と兼務

従業者の職種	員数	区分	常勤換算後の人数	保有資格等
施設長	1	常勤	1.0人	社会福祉施設長資格
事務員	2人以上	常勤	2.0人以上	衛生管理者
生活相談員	2人以上	常勤	2.0人以上	社会福祉主事・社会福祉士
介護支援専門員	2人以上	常勤	2.0人以上	介護支援専門員・介護福祉士
看護職員及び機能訓練指導員	5人以上	常勤	5.0人以上	看護師・准看護師・理学療法士
管理栄養士	1人以上	常勤	1.0人以上	管理栄養士
介護員	43人以上	常勤	43.0人以上	介護福祉士等
技術員	1人以上	常勤	1.0人以上	
嘱託医	1人以上	非常勤	0.1人以上	医師

8. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇等
施設長	普通勤務 8:15~17:15	土・日・祭日
事務員	普通勤務 8:15~17:15	土・日・祭日

生活相談員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
介護支援専門員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
看護職員及び機能訓練指導員	早出勤務	8:00~17:00	交替で取得
	遅出勤務	9:30~18:30	
看護職員及び機能訓練指導員	早出勤務①	7:30~16:30	交替で取得
	早出勤務②	8:00~17:00	
	遅出勤務	9:30~18:30	
	A勤務	8:00~12:00	
	P勤務	13:00~17:00	
管理栄養士	遅出勤務	9:00~18:00	土・日・祭日
介護員	超早勤務	6:00~15:00、6:30~15:30、6:45~15:45、 7:00~16:00、7:30~16:30	交替で取得
	早出勤務	8:00~17:00、8:30~17:30、9:00~18:00、 9:30~18:30、9:45~18:45	
	遅出勤務	10:00~19:00、10:30~19:30、 11:00~20:00、11:30~20:30	
	準夜勤務	13:00~22:00	
	夜間勤務	22:00~翌7:00	
技術員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
嘱託医		月・木曜日	

9. 施設サービスの概要

(1) 介護保険対象サービス

種類	内容
排泄	・状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・年間を通じて週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床 着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は週1回、その他随時に実施します。
健康管理	・緊急等必要な場合には、主治医、又は協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談・援助	・施設は、利用者及びその家族からの相談について、誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	・通常の送迎の実施地域は阿賀野市内です。
その他	・施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、随時レクリエーション行事を企画します。

(2) 介護保険対象外サービス

種類	内容
食事の提供	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 (食事提供時間) 朝食 8:00~10:00 昼食 12:00~14:00 夕食 17:50~19:50 ・上記時間での提供になります。なお、外出等でキャンセルされる場合は、早めにご連絡下さい。
居住の提供	・全室個室で快適な居住環境を提供いたします。

10. 利用料金

(1) 基本料金

- ・施設利用料
別紙料金表のとおり

(2) 加算料金等

別紙のとおり

※上記の利用料金は、国の定めた額を基準としていますので、今後変更することがあります。

(3) 介護保険対象外サービス

サービスの種類	利用料金
食事	食材料費及び調理に係る費用で、本人の所得(負担限度額認定証に記載の階層)に応じて利用者負担料金が異なります。(別紙料金表のとおり)
おやつ	おやつを提供した際に、1日あたり50円の料金を頂きます。
居住費	光熱水費相当額で、本人の所得(負担限度額認定証に記載の階層)に応じて利用者負担分料金が異なります。(別紙料金表のとおり)
電気料	持込された電化製品(テレビ及び電気毛布)それぞれ1台につき1日当たり50円をご負担いただきます。
理髪	・実費相当額をいただきます。
貴重品管理	・料金はいただきません。

(4) 利用者の選定により提供するもの

区分	利用料金
特別な食事等	・実費相当額をいただきます。

(5) サービス利用時のキャンセル等に伴う取扱い

- ・利用者が、自己の都合等によりサービスの利用を中止する場合、サービス提供日の前日の17時30分までにサービスの中止を申し出た場合

キャンセル料金 無料

- ・利用者が、自己の都合等によりサービスの利用を中止する場合、サービス提供日の前日の17時30分以降にサービスの中止を申し出た場合

キャンセル料金 1日当りの利用料金(※)

(※)キャンセルした利用初日分の請求予定の額

- ・サービス利用中の食事について、所定の時間までに食事のキャンセルを申し出た場合は食費はいただきません。

(6) 複写物の請求に関する取扱い

- ・サービス提供の記録及び事業運営の記録に関する複写物(コピー)を請求する場合は、実費相当額をいただきます。

11. 相談・苦情等の連絡先

窓口担当者	施設長、生活相談員
	園長 植木 政行
	生活相談員 菅原 麻衣 清野 田鶴子
	電話番号 0250-62-0333
	苦情処理委員会
	新保 浩松 電話番号 0250-67-3505
阿部 公栄 " 0250-67-4109	
加藤 伸二 " 0250-62-3326	
小林 壽英 " 0250-62-5725	
阿賀野市民生部高齢福祉課 電話番号 0250-62-2510	
新潟県社会福祉協議会福祉適正化委員会 電話番号 025-281-5584	
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 電話番号 025-285-3022	

12. 協力医療機関

名 称	あがの市民病院
院 長	藤 森 勝 也
所 在 地	新潟県阿賀野市岡山町13-23
電 話 番 号	0250-62-2780

13. 利用者の禁止行為

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う
- (3) 騒音等、他の利用者の迷惑になるような行為、また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入る行為を意図的に行うこと
- (4) ペットの飼育
- (5) その他施設等における秩序の維持、及び適正な管理、又は災害防止に支障のある物の持込み

14. 事故発生時及び緊急時の対応

事業者は、サービス提供の際に事故の発生した場合、速やかに家族又は緊急連絡先及び市町村に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。また、利用者の病状の急変が生じた場合は、医師及び看護師に連絡し指示のもとに必要な措置を講じ、場合によっては、協力病院への緊急入院の措置を講ずるとともに、速やかに家族又は緊急連絡先に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その対応及び時間やその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 施設内における介護職員による吸痰、胃ろう等の医療行為について

「看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する指針」を定めており、施設入居時、及び入居後、口腔内の痰の吸引・胃ろうによる経管栄養(以下「医療的行為」という。)が必要になっても、施設で生活が続けられ、安心して施設入居していただけるよう本来、医療職のみが行うことのできる医行為の一部を一定条件において必要時、嘱託医・看護職員との連携の下、介護職員が行います。

17. 介護サービス情報の公表

「介護サービス情報」制度の通知により、当施設では第三者による調査を実施しています。これらの情報は、新潟県社会福祉協議会のホームページでご覧いただくことができます。

18. 緊急連絡先

(緊急連絡先 1)

氏 名			
住 所			
電話番号	自宅／	携帯／	勤務先／
続 柄			

(緊急連絡先 2)

氏 名			
住 所			
電話番号	自宅／	携帯／	勤務先／
続 柄			

※連絡先に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

19. 非常災害時の対応

- ・災害発生時には、緊急自動通報装置により消防署、職員等が直ちに施設に駆けつけるようになっています。
- ・施設内の要所に煙感知器、熱感知器、消火器、消火栓、スプリンクラー等が設置されています。
- ・防災訓練を年6回実施する予定です。
(夜間を想定した避難訓練も予定しています)

